

近畿地方整備局和歌山河川国道事事務所
資料配付

配布日	平成17年6月27日 14時00分
-----	----------------------

件名	平成17年度紀の川「河川愛護モニター」の委嘱について
----	----------------------------

取り扱い	_____
------	-------

配布場所	和歌山県政記者クラブ 和歌山県地方新聞協会記者クラブ 和歌山県政放送記者クラブ 五條市政記者クラブ
------	--

問い合わせ先	国土交通省近畿地方整備局 和歌山河川国道事事務所 河川管理課長 三浦 行雄 TEL 073 (402)0267
--------	--

平成17年度紀の川「河川愛護モニター」の委嘱について

和歌山河川国道事務所では、紀の川をより親しまれる河川、より身近な河川としていくために、河川を美しく見守って下さる河川愛護モニターを公募していましたが、14名の方から応募があり、6月22日に抽選を実施して、4名の方（各地区1名）を選定しました。

今後1年間、一人でも多くの人々の、川に対する要望や、様々の立場からの意見を行政に伝えていただくこととなります。

4名の方には、7月11日（月）に国土交通省和歌山河川国道事務所において委嘱状を交付します。

1. 河川愛護モニターの活動範囲

和歌山市地区	和歌山県和歌山市北島橋付近～六十谷橋付近
かつらぎ地区	和歌山県那賀郡那賀町麻生津大橋付近～大門口大橋付近
橋本地区	和歌山県橋本市岸上橋付近～南海高野橋梁付近
五條地区	奈良県五條市大川橋上下流1.0km程度

2. 任期

平成17年7月1日から1年間

3. 活動内容

活動内容は次の事項をモニターとして河川管理者に連絡（1箇月に1回の定期と随時）することです。

近隣の方等から河川管理、河川利用等に関する特段の要望を認めた場合
河川環境が損なわれる、あるいは河川利用上障害となるような事象を認めた場合
ごみ等の投棄、河川の流水や施設等について、異常を発見した場合
特に河川管理者に連絡することが必要と認められる場合

年に1回程度のモニター会議（意見交換会）への参加

また、上記の活動に加え、河川管理者とともに地域住民への河川愛護思想の普及啓発活動に努めていただきます。（余暇時間等に対応できる範囲です）